

## グローバル教育研究推進校実施要項

### 1 目的

急速にグローバル化の中で、自国や他国の言語や文化を理解し、グローバル人材に求められる資質・能力の育成を推進する先進的な学習プログラム等の開発について研究する。

### 2 指定校

五つの地域から各1校、グローバル教育研究推進校を指定する。

神奈川総合（横浜北東・川崎地域）、横浜氷取沢（横浜南西地域）、鶴嶺（横須賀三浦・湘南地域）、大磯（中・県西地域）、大和西（県央・相模原地域）

### 3 指定期間

令和4年4月から令和7年3月までの3年間

### 4 研究内容

- (1) 次のことについて研究することとし、各指定校で研究テーマを設定すること  
ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に関すること  
イ 適切に評価規準を設定した単元計画の作成及び、その計画に基づいた授業の実践、評価、改善に関すること  
ウ 教科等横断的な視点に立って、グローバル人材に求められる力\*を育成するための学習や指導方法に関すること
- (2) グローバル人材に求められる力を育成するための事業を企画し、実践、評価、改善を図ること。
- (3) 学校全体として組織的に研究に取り組むための体制を整えること。

\*グローバル人材に求められる力

- 国語で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現できること
- 外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションが図れること
- 我が国の伝統や文化を理解し、様々な国や地域の文化や考え方の多様性を理解して、多様な人々と協働することができること
- 世界とそこにおける我が国を広く相互的な視野で捉えながら、社会の中で自ら問いを発見し解決していくこと
- 持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、自らの問題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力

### 5 研究支援

- (1) 県教育委員会は、グローバル人材に求められる力を育成するための授業改善の推進に対し、指導・助言を行うとともに、成果の普及について支援する。
- (2) 県教育委員会は、外国語によるコミュニケーション能力の伸長を目指すための授業改善の推進に対し、外国語指導助手の重点的な配置や教員の海外研修への派遣等を行う。
- (3) 県教育委員会は、外国語によるコミュニケーション能力の伸長を適切に図るために、外部資格検定試験等の受検について支援する。

### 6 取組状況の指標

- (1) 「魅力と特色づくりアンケート」のうち、「主体的な学習活動を通じて、思考力・判断力・表現力等を高めることができたと思う高校生の割合」について、単年度計画書に目標値を設定すること（前年度の値よりも高い値を設定すること）。
- (2) 「生徒による授業評価」の中から取り上げる質問項目を決め（「指定校連絡協議会」での協議内容を踏まえ、教育委員会が設定する）、その肯定的な回答の割合が3年間の指定期間で向上し続けること。
- (3) 五つの領域の総合的な能力の伸長を目ざした授業改善を通じ、各指定校で設定する英語の外部資格・検定試験等における目標を達成すること。

## 7 成果の普及方法

- (1) 次の研究成果物を各指定校のホームページに掲載する。
  - ア グローバル人材に求められる力の育成を旨とした指導の実践例（全体計画、年間指導計画、単元計画等）
  - イ 研究集録
- (2) 公開研究授業及び研究協議を実施する。
- (3) 同一の指定を受けた学校の担当教員等が集まる研究協議会に参加し、各指定校の研究成果を共有する。
- (4) 各地域で開催する研究成果発表会に参加し、研究成果の普及を図る。

## 8 経費

県教育委員会は、予算の範囲内で年度ごとに本事業に必要な経費を、各指定校からの要望に基づき支出する。

## 9 計画書・報告書等

- (1) 指定校は、指定初年度の指定された期日内に、「県立高校指定校事業（令和4年度指定）3年間計画書」（様式1）を提出する。
- (2) 指定校は、事業実施年度ごとに指定された期日内に、「県立高校指定校事業（令和4年度指定）単年度計画書」（様式2）及び「県立高校指定校事業（令和4年度指定）経費要望書」（様式4）を提出する。
- (3) 指定校は、事業実施年度ごとに指定された期日内に、当該年度の「県立高校指定校事業（令和4年度指定）実施報告書」（様式3）及び「県立高校指定校事業（令和4年度指定）決算報告書」（様式5）を提出する。